

○玉名市立小中学校の通学区域を定める規則

平成 17 年 10 月 3 日
教育委員会規則第 10 号

(目的)

第 1 条 この規則は、玉名市立小中学校(以下「小中学校」という。)の通学区域を定めることを目的とする。

(通学区域)

第 2 条 小中学校の通学区域は、別表第 1 及び 別表第 2 のとおりとする。

(調整区域)

第 3 条 小中学校の調整区域は、別表第 3 のとおりとする。

(その他)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

小学校通学区域

学校名	関係行政区域名
玉名町小学校	1 区、2 区、3 区、4 区、5 区、6 区、7 区、8 区、9 区、10 区、11 区、12 区、13 区、14 区、15 区、南繁根木、北繁根木、秋丸、河崎、上河崎、東岩崎、西岩崎、南岩崎、北岩崎、南出 1 区、南出 2 区、南出 3 区、春出 1 区、春出 2 区、南亀甲、北亀甲、温泉、上立願寺、下立願寺、曙町、中央、西立願寺、松木、六田
築山小学校	築地上、築地下、築地西、山田上、山田下、中尾、糠峯団地西、糠峯団地東
滑石小学校	小浜、上、下、清松、小路、共和、晒、塩浜
大浜小学校	新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、下町、天神町、旭町、汐見町、烏帽子、沖烏帽子、末広、大栄
豊水小学校	北牟田、川島南、川島北、小野尻東、小野尻西、千田川原、小島東、小島西
八嘉小学校	青野本村、原、合田、上横田、南坂門田、北坂門田、田崎、高野、新橋、立泉、開野、古閑、寺田本村、榎原、世間部、吉丸、樋ノ元、大倉本村、立山、向津留、桃田、亀頭迫、大倉団地、一本松団地、八嘉中央
伊倉小学校	一本松、本村、日ノ出、上町、中町、下中町、新町、唐人町、中北東、中北西、西田端、東田端、南方、舟津、堀川町、片諏訪、横田、宮原町、宮原村、四本木団地
梅林小学校	城下、高城、逆川、田中、井尻、秋丸、平野、唐平、石原、染山、上村、蓑田、生見、舟島、上津留、下津留
月瀬小学校	月田、溝上、青木、箱谷
玉名小学校	元玉名、永安寺、大坊、岡、島、上迫間、下迫間、向迫間、栗崎団地

石貫小学校	石貫 1 区、石貫 2 区、石貫 3 区、石貫 4 区、石貫 5 区、富尾
三ツ川小学校	川床、石尾、福山、西原
小田小学校	上小田上、上小田中、上小田下、山部田、下小田東、下小田西、川部田、奥野
大野小学校	上野口、北野口、中野口、下野口、中土東、中土西、下前原、大野下東、中尾丸、馬場、駅前、北前原
睦合小学校	開田、西照寺、古閑、上、三崎、庄山、睦合区、雲雀丘
鍋小学校	立山、上鍋、磯鍋、下沖洲、本村、明神尾
高道小学校	山下、中、高道上、中島、大相、浜田、長保
横島小学校	大園谷、大園東、栗ノ尾一区、栗ノ尾二区、栗ノ尾三区、外平北、外平南、八番横、八番縦、十番、明豊、九番、神崎、富新、明丑、昭栄、緑、京泊西、山根、葎場、新田、美奈須、船津、新屋敷、石塘、大開東、大開中、大開西、新栄、大豊
玉水小学校	部田見上、部田見中、小山、久島、立花東、立花西、米山、斉藤、尾田南、尾田北、竹崎、野部田
小天小学校	八久保、本村上、本村中、本村下、港、石橋、横内、北横内上、北横内下、大平、丸尾、受免
小天東小学校	下有所、上有所、赤仁田

別表第 2(第 2 条関係)

中学校通学区域

学校名	校区名
玉名中学校	玉名町小学校区、築山小学校区、滑石小学校区
玉南中学校	伊倉小学校区、八嘉小学校区
玉陵中学校	梅林小学校区、小田小学校区、玉名小学校区、月瀬小学校区、石貫小学校区、三ツ川小学校区
有明中学校	大浜小学校区、豊水小学校区、横島小学校区
岱明中学校	睦合小学校区、大野小学校区、高道小学校区、鍋小学校区
天水中学校	玉水小学校区、小天小学校区、小天東小学校区

別表第 3(第 3 条関係)

区分	指定校	選択校	調整区域
小学校	伊倉小学校	八嘉小学校	玉名市 一本松地区
	八嘉小学校	玉名町小学校	玉名市 向津留・桃田地区
	玉名小学校	玉名町小学校	玉名市 大坊地区の玉名バイパス南側
	大野小学校	築山小学校	岱明町 北野口地区

区分	指定校	選択校	調整区域
中学校	玉南中学校	玉名中学校	玉名市 向津留・桃田地区
	玉陵中学校	玉名中学校	玉名市 大坊地区の玉名バイパス南側
	岱明中学校	玉名中学校	岱明町 北野口地区

※出身小学校の校区を基本とする。